

# 【記載例】

字削除 ( 願出人 捺印 )  
字加入

字削除 ( 願出人 捺印 )  
字加入

## 買 受 適 格 証 明 願

農地法第3条の適用を受ける下記土地について、民事執行法による買受けの申出をしたいので、最高買受申出人又は次順位買受申出人となった場合は、同条の許可を得られるものであることを証明願います。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

むつ市農業委員会 会長 殿

願出人

住所又は所在 **むつ市〇〇〇××番××号**

氏名又は  
名称及び代表者氏名 **脇野沢 タラ子** ㊞  
( 連絡先 **〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇** )

記

### 1 買受けの申出をしようとする土地の所在、地番、面積及び耕作者の氏名又は名称

むつ市		地 目		面積(m <sup>2</sup> )	所有者氏名 (名称)	利 用 者	
所 在	地 番	登記簿	現況			氏名(名称)	利用権原
<b>大字〇〇〇字△△△</b>	<b>××</b>	<b>畑</b>	<b>畑</b>	<b>1,234</b>	<b>斗南 太郎</b>	<b>同左</b>	<b>所有権</b>
<b>以下余白</b>							
計		<b>1</b>	筆	<b>1,234</b>	備考		

### 2 買受けの申出をしようとする事由の詳細

**営業規模拡大のため**

### 3 願出人又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

	所 有 地				使用収益権を有する土地			
	自作地 (m <sup>2</sup> )	貸付地 (m <sup>2</sup> )	非耕作地		自作地 (m <sup>2</sup> )	非耕作地		
			所在・地番	面積(m <sup>2</sup> )		状況・理由	所在・地番	面積(m <sup>2</sup> )
田	<b>2,461</b>	<b>1,200</b>						
畑	<b>3,210</b>							
樹園地								
農地計	<b>5,671</b>	<b>1,200</b>						
採草放牧地								

### 4 願出人又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

#### (1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

作付(予定)作物	田	畑			樹園地			採草放牧地
	水稻	トマト	長いも	長ネギ				
権利取得後の面積(m <sup>2</sup> )	<b>2,461</b>	<b>1,700</b>	<b>1,234</b>	<b>1,510</b>				

#### (2) 大農機具又は家畜

確保しているもの	種類	農 機 具				家 畜			
	数量	トラクター	トラック	田植え機	噴霧器				
導入予定のもの	種類								
	数量								

#### (3) 労働力の状況等

氏 名	年齢	性別	権利取得者との関係	職 業	農 作 業 従事日数	備 考
						(農作業歴・農業技術修学歴等)
<b>脇野沢 タラ子</b>	<b>61</b>	<b>女</b>	<b>本人</b>	<b>農業</b>	<b>300</b>	
<b>脇野沢 猿之介</b>	<b>58</b>	<b>男</b>	<b>夫</b>	<b>会社員</b>	<b>150</b>	
<b>脇野沢 猪介</b>	<b>35</b>	<b>男</b>	<b>子</b>	<b>農業</b>	<b>250</b>	
常雇						
季節雇・臨時雇	年間延日数	男	日	女	日	

### 5 周辺農地との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載すること。(例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載する)

**申請地において予定している作付作物及びの内容は、周辺農地にて行われているものと同種の者であり、周囲に及ぼす影響はないと思われる**

(記載要領) 1. 願出人の氏名(法人の場合にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印・捺印を省略することができます。なお、許可申請書提出後、記載誤りがあった場合は、許可申請書の差替えまたは、押印・捺印による訂正が必要となりますので、記載誤りがないように記載してください。

証 明 書				第	号
青森地方裁判所	支部	年( )第	号公告に係る上記土地の買受適格者である		
ことを証明します。					
年 月 日					
むつ市農業委員会 会長 ㊞					

※国税滞納処分による公売については本様式を準用するものとする。